

細胞診専門医資格認定試験施行細則

細胞診専門医資格認定試験施行細則

(アンダーラインが修正部分)

定款細則第 11 条による細胞診専門医の資格認定試験については、細胞診専門医委員会内に設けた細胞診専門医試験委員会が下記の要領によってこれを行う。

1. 細胞診専門医資格認定試験の実施

- 1) 試験は年 1 回行う。
- 2) 試験期日、試験地は理事長の定めるところによる。

2. 細胞診専門医試験委員会

- 1) 細胞診専門医試験委員会は委員長、副委員長、委員で構成される。
- 2) 委員長は細胞診専門医委員会にて推薦され、理事会の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。任期は 2 年とし、試験運営をはじめ試験問題の調整や採点など試験全般を統括する。なお、再任を妨げないが、連続 2 期までとする。
- 3) 副委員長は細胞診専門医委員会から推薦され、理事長がこれを委嘱する。任期は 2 年とし、委員長の指示のもと、補佐を行う。
- 4) 委員は、細胞診専門医委員会にて推薦され、理事長がこれを委嘱する。任期は 2 年とし、毎年半数ずつ交替する。試験問題の作成、試験の実施、採点などを行う。
- 5) 細胞診専門医試験委員会委員の定数は、委員長 1 名、副委員長 4 名、委員若干名とする。

3. 受験資格

受験出願者の資格は、細胞診専門医委員会がそれを審議した後に与えられるが、下記にかかげる条項をみたさなければならない。なお、すでに細胞診専門医の資格を有する者は出願できない。

- 1) 医師、歯科医師資格取得後 5 年以上の者。
- 2) 本法人(注 1)および関連学会において、5 年間以上にわたり細胞診断学の研修を受けた者。
- 3) 細胞診断学ならびに細胞病理学に関する論文 3 編以上をもち、その内 1 編は筆頭者であること。発表論文の中で少なくとも 1 編は論文査読制の執られている学術誌で発表していること。
- 4) 本法人活動の顕著な実績および教育委員会の主催するセミナー参加は細胞診専門医委員会の審議を経て論文 1 編に該当すると見なす。

4. 施行細則の変更

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 研修期間、資格等は特定非営利活動法人日本臨床細胞学会の経歴を継続する。
3. 対象となる関連学会の専門医については、専門医委員会の内規に定める。
4. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。